

# 創業・IT等ワーキング・グループ関連

	該当頁
1 - 規制改革に関する提案(建築)	..... 1
2 - 調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望	..... 1
3 - 食肉加工製造に関する規制緩和について(食品衛生管理者の資格取得の円滑)	..... 2
4 - 養殖魚の輸出促進のための衛生証明書発行機関(中国向け)の移行について	..... 2
5 - 有能な外国人技能実習生の更なる技能向上	..... 2
6 - 農畜産物の機能性表示の拡大	..... 3
7 - 無人ヘリコプターの重量規制の緩和	..... 3
8 - メガソーラー等を災害時における非常用電源として活用するための規制の見直し	..... 3
9 - 洋上風力発電に対する環境アセスメントの規模要件の見直し	..... 4
10 - 慣行水利権が設定された水路における新規の発電水利権を得る際の手続の簡素化	..... 4
11 - 太陽光発電設備の設備認定後の計画変更(設備容量の変更)に係る「軽微な変更」に該当する条件の緩和(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)	..... 5
12 - 太陽光発電設備の設置に係る土壤汚染対策法による調査義務の見直し	..... 5

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体名(会社・団体名等)	制度の所管官庁
1	6月25日	7月11日	規制改革に関する提案(建築)	<p>近年、新しい建築生産手法としてBIM(Building Information Modeling)を用いた設計手法や施工管理手法に注目が集まっている。BIMとは、3次元のオブジェクトを用いて建物形状や構成部材をモデリングする手法であるが、単なる建物記述に留まらず、建築構成部材などを表現しているオブジェクトに属性情報を付加し、それらの情報を積極的に活用することを狙いとしている。BIMを導入することにより、建築プロジェクト関係者がコンピュータ上に作成した3次元建物モデルを利用して情報を共有することが可能となり、企画、設計、施工、維持管理の各建築生産プロセスにおいて一貫した情報共有が実現し、大幅な生産合理化につながる。実際の活用事例によると、これまでは施工時に発覚していた部材の干渉が事前に発見(米国オートデスク社の実績によると、延べ床面積330,000㎡の総合病院の建設プロジェクトにおいて、BIMによる可視化の効果により130,000以上の干渉を発見)できるため効率的な不整合修正が可能となることや、プロジェクトの工期圧縮及びコスト削減(米国ガファリ・アソシエイツ社の実績では、BIMの活用により当初の予定よりも工期が約17%短縮でき、コストも15%削減)につながることが実証されている。また、建物に利用した建材や設備等の属性情報をデジタルデータとしてクラウド上に保持することが可能となるため、竣工後のファシリティー・マネジメントが容易となり、施工者側だけではなく、発注者(オーナー)側にも大きなメリットがあると考えられる。日本の建設業は旧態依然とした体質から脱却できないまま、時代の要求からかけ離れた建設生産プロセスを続けており、収益率は他の産業に比べて低い水準で推移している。また、これまでは海外企業と国内で競争することがほとんどなかった日本の建設業が、TPP参加後は国内の公共工事等においても国際入札基準の大幅な緩和(例えば、都道府県・政令市発注の建設工事は、WTO基準では19.4億円以上だったものが、TPP参加後は6.4億円以上に国際競争入札基準が緩和される見込み)による海外企業との熾烈な入札競争が予想される。このような状況の中、日本の建設業に一般工業並の国際競争力をつけるためには、建築確認申請の電子化やBIMの普及拡大が不可欠であると考えられるが、国家レベルでの導入がすすんでいる諸外国に比べて、日本の現状は大幅に遅れている。建設業界はゼネコンをはじめとした様々な企業で構成されており、それらの企業の足並みを揃えてBIMの導入を促進していくためには、建築確認申請の電子化による行政手続きのスピード化などの国家レベルでの取り組みが必要である。</p> <p>&lt;規制改革に関する提案&gt;  ● 建築確認申請の電子化(二次元図面の提出も含む)</p>	民間団体	国土交通省
2	8月6日	9月18日	調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望	<p>調理師養成施設は、留学生に門戸を開き、専門知識や技術、素養、日本の調理技術の海外輸出のノウハウを持たせるなど、多様な教育を提供している。</p> <p>調理師養成施設で職業教育を受けた留学生が、母国に帰り、自ら起業するためには一定期間の現場経験が必要であり、日本国内で調理業務に従事し、現場で経験を積みながら技術の研鑽に励むこともまた重要であり、日本の調理業界等の現場での経験を切望する留学生が増えている。さらに、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生は、調理や海外の食文化等にも精通する専門知識や素養を兼ね備えており、日本ブランド戦略アクションプランにおける日本の食材、日本料理の海外への普及、情報発信に最適な人材(財)となる。しかしながら、現行の出入国管理及び難民認定法では調理業務の従事については、就労の在留資格取得が困難な状況。</p> <p>このため、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生が本邦の公私の機関との契約に基づいて報酬を受けて調理業務に従事することが可能となるよう、出入国管理及び難民認定法の規定による在留資格において調理業務の位置づけを明確にすることを要望する。要望に当たり、法務省及び農林水産省に対しても同旨の要請を行っていることを申し添える。</p>	公益社団法人 全国調理師養成施設協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体名(会社・団体名等)	制度の所管官庁
3	8月12日	9月18日	食肉加工製造に関する規制緩和について(食品衛生管理者の資格取得の円滑)	<p>私どもは、食肉販売業者(食肉卸・加工・小売)の、若手経営者が会員の団体。全国の町の一角で、食肉専門小売店として、地域や商店街活性化のため頑張っている。個性ある商品を開発し、販売してゆくことが、専門店が量販店等との競争に生き抜く方策であり、特色のある地域の創造・活性化や食文化の発展に繋がっている。しかし、現状では、食肉製品の製造又は加工を行う営業者は、食品衛生法の定めにより「食品衛生管理者」の設置が義務づけられ、これが大きな障壁となっている。食品衛生管理者の資格を取得したくとも、中小企業の加工業者や食肉専門店では、なかなか難しいのが現状。ついては、食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加や、内容の簡素化等により、受講者の負担の軽減が図られるよう要望する。</p> <p>6次産業化を進める上で、農業法人等が食品衛生管理者の有資格者を必要とするケースが増えているが、当該資格取得のために参加が必要な資格認定講習会が現在は年に1回程度、都市部で開催されるのみであるため、講習会の開催頻度及び開催地の増加を求める。</p>	<p>社団法人 日本食肉協会 公益社団法人 日本農業法人協会</p>	厚生労働省
4	8月12日	9月18日	養殖魚の輸出促進のための衛生証明書発行機関(中国向け)の移行について	<p>養殖魚を中国に輸出する際に、最近までは輸出の都度、検査機関による官能検査が義務づけられているとともに、衛生証明書発行機関が4機関しかないなど輸出を行う上での障害となっていた。一方、衛生証明書を発行する機関が4機関しかないことについては、本年6月末に「衛生証明書発行機関が保健所などに移行する」と報道され、養殖業界として大きな期待を持っていたが、その後進捗が見られない。業界として中国への輸出促進は養殖魚の生産計画にも影響する課題。</p> <p>①今後の方針・スケジュールを明確にしていきたい。 ②1日も早く衛生証明書発行機関を都道府県等に移行していただきたい。</p>	<p>社団法人 全国海水養魚協会</p>	厚生労働省
5	8月13日	9月18日	有能な外国人技能実習生の更なる技能向上	<p>外国人技能実習生に関して、3年間の実習期間が終了し、JITCO認定評価専門級(上位級)等を取得するなど一定以上の技能を身につけた技能実習生が、更により高度な技能を幅広く修得できる技能実習の延長(2年間)を可能とするよう制度の見直しを求める。</p> <p>技能実習の延長に当たっては、実習終了時の修得技能等の評価手法について、幅広い技能を適正に評価できるような透明性向上を求める。</p>	<p>公益社団法人 日本農業法人協会</p>	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体名(会社・団体名等)	制度の所管官庁
6	8月13日	9月18日	農畜産物の機能性表示の拡大	<p>現行の薬事法、景品表示法等では、人間の健康にとって機能性の高い成分を含んだ農畜産物について、その機能性を表示することができない。消費者や食品関係の事業者がより良い選択が出来るよう、農畜産物の機能性を表示できる仕組みを早急に構築することを求める。</p>	公益社団法人日本農業協会の協会	厚生労働省 農林水産省
7	8月13日	9月18日	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	<p>航空機製造事業法に定められる「航空機」については、同法施行令第1条で、人が乗ることができないもののうち総重量が100kg以上のものが規制されており、製造のためには経済産業大臣の許可を受ける必要があるとされている。この許可を得るためには多額のコストがかかってしまうが、無人ヘリコプターの積載量が増えることにより作業が効率化し、播種・散布コストが低減できるため、人が乗らない無人ヘリコプターの規制基準については、欧州並みの150kgに引き上げるべき。政府としても農業の低コスト化を進めることとしており、そうした観点からも早期に実現する必要がある。</p>	全国農業協同組合中央会	経済産業省
8	8月14日	9月18日	メガソーラー等を災害時における非常用電源として活用するための規制の見直し	<p>メガソーラーの建設が進む中で、地域では災害時等の非常用電源として活用することが期待されているが、電気事業法で一般電気事業者以外による電力供給は制約があり、災害等の非常時も平時と同様の扱いである。</p> <p>【対応策】 災害等の非常時等に限って、メガソーラー等の電力を地域の非常用電源として活用する規制緩和や技術基準等の見直しが必要である。</p>	自然エネルギー協議会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体名(会社・団体名等)	制度の所管官庁
9	8月14日	9月18日	洋上風力発電に対する環境アセスメントの規模要件の見直し	<p>風力発電は、大規模化が可能であるとともに、安定的な発電が期待できることから、世界的にも導入が拡大している。国土が急峻な我が国においては、洋上での発電が特に有望とされており、本県では、浮体式洋上風力発電の実証試験の誘致も含め、導入促進に向けた取り組みを進めているが、現状では関係省庁に沖合での大規模な洋上風力発電事業の実績や知見がないことから、環境アセスメントの規模要件が陸上と同様に扱われている。</p> <p><b>【対応策】</b> 再生可能エネルギー特に陸上と洋上(沖合)では、従来の陸上風力発電を基準とした規模要件の水準(苦情等の発生状況、動植物・生態系への影響の観点、騒音・低周波音の影響の観点等)と大きく異なることから、洋上については現行のアセス対象から除外し、実績や知見が蓄積されたのち、陸上とは別途に規模要件を設定いただきたい。</p>	自然エネルギー協議会	環境省 経済産業省
10	8月14日	9月18日	慣行水利権が設定された水路における新規の発電水利権を得る際の手続の簡素化	<p>水力発電は、年間を通じて安定的に発電が可能であり、国土が急峻な我が国においては、開発が進んでいない小水力発電への期待が高まっている。本県では、小水力発電分野への進出を検討している企業が複数いるが、農業水利権のうち、件数ベースで約8割、取水量ベースで約5割を占める慣行水利権については、短期間での実証事業としての設置しか認められないケースがあるなど、河川管理者への申請が実態として困難な状況にあり、事業化を大きく阻害している。</p> <p><b>【対応策】</b> 慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置について、河川から現状以上の取水が行われないなど一定の条件を満たす場合において、許可水利権が設定された水路における従属発電と同様の手続で新規の発電水利権が得られるよう、手続の簡素化を行うこと。</p>	自然エネルギー協議会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体名(会社・団体名等)	制度の所管官庁
11	8月14日	9月18日	太陽光発電設備の設備認定後の計画変更(設備容量の変更)に係る「軽微な変更」に該当する条件の緩和(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)	<p>買取価格の変更を伴わずに設備容量を変更するためには、上下20%までの変更は許容される。しかし、設備容量の変更は事業用地を開発していくにあたり、一般的にあり得ることで標準的業務プロセスである。</p> <p>例えば設備認定取得後に、一部用地にて土壌対策汚染法に該当するエリアが発生した場合、またボーリング調査の結果、地盤が想定以上に弱かった場合など、事業用地内の一部用地へのパネル敷設を中止するケースは発生しうる。</p> <p>【対応策】 設備認定にて軽微な変更に対応するための条件として、容量の上下20%という制限を緩和するべき。</p>	自然エネルギー協議会	経済産業省
12	8月14日	9月18日	太陽光発電設備の設置に係る土壌汚染対策法による調査義務の見直し	<p>数十種類の調査項目の中から1つでも汚染が出てくると、行政への申請手続きや公表義務など、地権者にとって課せられる義務が厳しく、それにより事業化が困難になる場合や、事業者としては土が出てしまう杭打ち工法が実施できなくなるなど、想定していた設計と大きく異なりプロジェクトコストが増大し、スケジュールが遅延するケースも発生している。</p> <p>【対応策】 例えば、セメント等による地盤改良を求められないメガソーラー設置に対しての土壌対策汚染法の調査義務を緩和するべき。</p>	自然エネルギー協議会	環境省